

## 老後資金準備はいつから始める?

備えあれば憂いなし。  
 しっかり老後資金を築くには、いつから準備を始めればよいのでしょうか?

老後資金準備はできるだけ早期に始めることが理想ですが、子育てを終えて教育資金負担がなくなってからというのが現実的ではありません。それまで教育費に回していたお金をそのまま老後資金として貯めることで、退職までにまとまった額を準備できます。ただし、末の子どもの誕生が30代後半～40代というご家庭は要注意。子育てが終わってからでは十分な貯蓄を貯めるための時間が足りない可能性が高そうです。

老後資金の準備を始める時期は、思い立ったときが吉日です。20歳代、30歳代、40歳代からでもコツコツと積み立てを始めておくと、あとがとてムラクになります。

### ■加入できる方

発効日現在、満15歳から満55歳までの組合員とその配偶者で健康な方。

なお、年金開始までに最低5年間の積立期間が必要です。

### ■掛金

次の中から選択します。

- ①月払い 1口 1,000円(3口から加入できます。)
- ②半年払い 1口 10,000円(1口から加入できます。)
- ③年払い 1口 10,000円(1口から加入できます。)
- ④随時払い 1口 10,000円(10口から申込可能です。)

### ■掛金の払込方法

- ・選択可能な払込方法は、団体ごとに異なります。
- ・随時払いは①～③と併用する払込方法です。

### ■加入できる最高限度額と掛金払込限度額

1. 加入者1人あたりの最高限度額は年金年額(年金として年間に受け取る額)120万円となります。
2. この限度額は個人ねんきん共済と通算します。
3. 払込掛金の累計限度額は、加入者1人当たり6,000万円です。  
この範囲内となるように掛金を設定してください。

(1)「**税適プラン**」の場合、120万円を超える部分は税法上の定めにより、増額年金としてお支払いします。

・「**将来保障選択プラン**」の場合、120万円を超える部分に相当する責任準備金を返戻します。

(2)1回に払い込める随時払い共済掛金は、200万円が限度となります。

### ■積立期間中の死亡・解約

●積立期間中に加入者が死亡された場合は、その時点の積立金+掛金1回分(随時払いを除く)+割り戻し金を「**死亡一時金**」としてお支払いします。

●やむをえず契約を解約された場合は、その時点の積立金+割り戻し金を「**脱退一時金**」としてお支払いします。

### ■掛金の所得控除について

税適プランの掛金は、個人年金保険料等所得控除の対象となり一定の額が契約者のその年の所得から控除されます。税適プランとなる契約の要件については、「ご契約のてびき(契約概要・注意喚起情報)」をご参照ください。また、将来保障選択プランは、生命保険料控除の対象となります。

## 掛金の積み立てと年金の種類

### ■積立金(契約年金の原資となります)

予定利率(年1.25%)で純掛金を積み立てた金額のことで契約年金の原資となるものです。なお予定利率は将来変更することがあります。

※純掛金とは、掛金から共済事業を運営して行くために必要な事業費(付加掛金)を除いた額をいいます。

### ■保証期間付終身年金と確定年金(年金コース)

#### 【保証期間付終身年金】

生涯にわたって年金が受け取れます。保証期間(15年間または満75歳までのいずれか短い期間)中に加入者が死亡された場合には、死亡共済金(遺族年金)受取人に保証期間終了時まで遺族年金としてお支払いします。

#### 【確定年金】

(5年、10年、15年の中から受取期間をひとつ選択します)年金受取開始日以後、加入者の生死に関わりなく、受取期間満了まで年金を受け取れます。

「**税適プラン**」で確定年金を選択される場合は、年金受取開始年齢が満60歳以上で、かつ受取期間が10年または15年からの選択となります。

年金受取期間中に加入者が死亡された場合には、死亡共済金(遺族年金)受取人に確定年金と同額を支払期間終了まで遺族確定年金としてお支払いします。

### 新しく組合員になれる方へ(出資金について)

全労済は消費生活協同組合法にもとづき、非営利で共済事業を営む生活協同組合の連合会です。生活協同組合は、組合員の参加により運営されており、出資金をお支払いいただければどなたでも都道府県生活協同組合員になることができ、各種共済に加入できます。新しく組合員となられる方には、生活協同組合運営のために出資(1,000円以上)をお願いしています(出資金は1口100円で、最低1口以上の出資が必要です)。出資金は、加入される共済の掛金払込方法に応じて下記のとおりお支払いしています。

なお、すべてのご契約を解約された場合、または契約が失効となり、効力を失った場合等で、引き続き事業をご利用されない場合には、速やかに最寄りの全労済へご連絡をいただき、組合員出資金返戻請求の手続きを行ってください。  
また、3年以上事業を利用されず、住所変更の手続きをいただいている場合には、脱退の予告があったものとみなし、脱退の手続きをさせていただきますのでご注意ください。

◇掛金の払込方法	月払いの場合1,200円(毎月100円×12か月)	年払いの場合1,000円(1回のみ)
	半年払いの場合1,000円(1回500円×2回)	一時払いの場合1,000円(1回のみ)

インターネットホームページアドレス <http://www.zenrosai.coop>

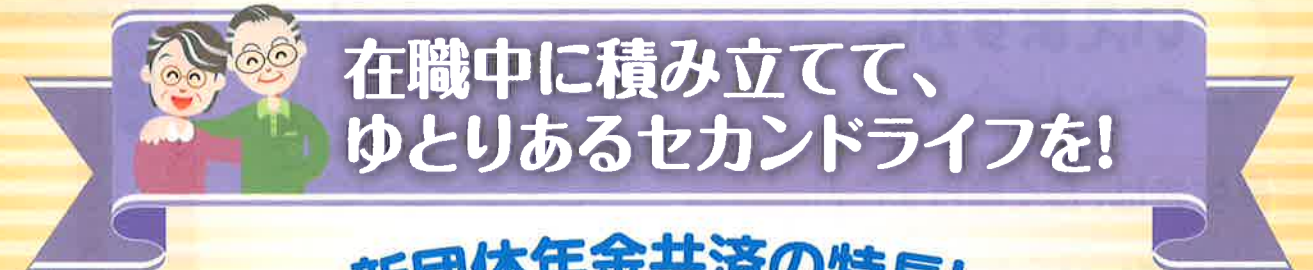
### 保障のことなら

**全労済**  
 東京都本部  
 (東京労働者共済生活協同組合)

13156001.コ.15.05(コ.160,000)

# 印刷労連新ねんきん共済

## 新団体年金共済



### 新団体年金共済の特長!

**1 無理のない積み立てで将来必要な資金づくりができます。**  
 ライフサイクルに合わせた掛金額の増減や随時払いの活用で、無理なく将来の生活に必要な資金を貯めることができます。

**2 さまざまなニーズに応えるプランをご用意しました。**  
 積み立てた掛金を年金で受け取るプランと、受け取り時に医療保障、介護保障、生命保障、年金での受け取りの中から保障を選択できるプランがあります。家族構成・ライフプランなどに合わせて保障設計できる新団体年金共済で、ご自分に本当に必要な保障を考えましょう。

**3 税制上の特典があります。**  
 掛金は一般生命保険料控除の対象となります。また、一定の条件を満たした契約(税適プラン)は、個人年金保険料控除の対象となります。

**4 申込手続きは簡単です。**  
 加入申込書に必要事項を記入して団体窓口にご提出ください。

## 印刷労連新ねんきん共済 新規受付キャンペーン実施中!

※詳しい制度内容や契約手続きなどご不明な点は、お気軽にお問い合わせください。

～ご加入の際は、本部書記局より加入申込書をお取り寄せのうえ、2016年4月20日までにご提出ください～

【お問合せ先】

トッパン・フォームズ フレンドシップ ユニオン 本部書記局 03-6253-5866  
 全労済東京都本部中部支所(担当:高橋・砂永) 03-5776-6031

営業時間:月～金 9:00～17:00(祝日・年末年始を除く)



# 今から始める老後のゆとり。それが新団体年金共済です。

老後の生活資金、  
はたして充分といえますか。

## 長生きは、長く暮らすこと。

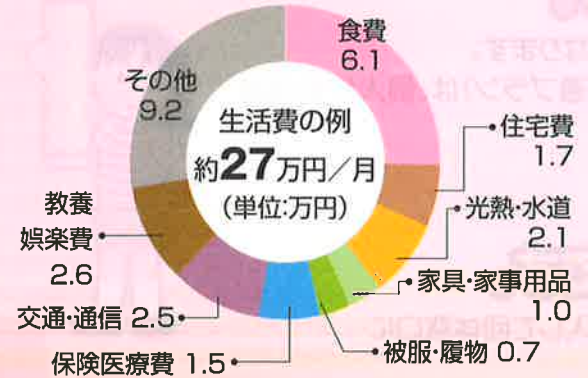
人生80年時代をむかえて、長生きできることはほんとうに嬉しいことです。しかし、老後の生活が長期にわたるために生活資金の問題や健康、生きがいなど、真剣に考えなくてはなりませんね。



資料出所：平成25年度厚生労働省「簡易生命表」より

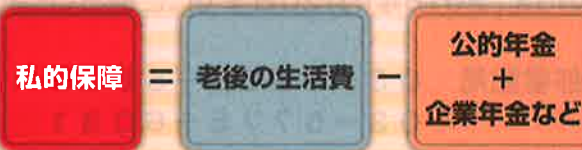
## ゆとりある老後の生活費はどのくらい？

老後にゆとりある生活を送るためには、安定した収入が必要ですね。総務省の調査によると、老後の消費支出は月額で約27万円程度必要とされています。(高齢夫婦無職世帯の場合)



資料出所：総務省統計局家計調査報告(平成25年平均速報結果の概況)より  
※端数処理の関係で合計金額は一致しません。

## 老後保障の基本的な考え方



### 年金コース

受取期間5年または10年または15年(税適プランは10年または15年です)

年額 120万円限度

受取期間5年または10年または15年(税適プランは10年または15年です)

年額 120万円限度

受取期間5年または10年または15年(税適プランは10年または15年です)

年額 120万円限度

※終身年金通増型も選択できます。

ゆとりあるシニアライフのために。

### 医療コース

入院日額3,000円～10,000円の範囲で選択

入院日額3,000円～10,000円の範囲で選択

満80歳の契約満了日まで保障

病気やけがにしっかり備える安心の医療保障を。

### 介護コース

介護月額30,000円、45,000円のいずれかを選択

介護月額30,000円、45,000円のいずれかを選択

満80歳の契約満了日まで保障

いざというときに頼れる介護保障で家計の負担を減らし、ゆとりある生活を。

### 生命コース

死亡共済金額200万円～2,000万円の範囲で選択

万一のと看、残されたご家族の生活を守る一生涯の遺族保障を。

まとまった資金をご希望の方は、一時金での受け取りもできます。

脱退一時金をご希望の方は

積立期間(最低5年間) | 手続き | 年金・保障開始

※税適プランは最低10年間の積立期間が必要です。

## 年金コースの受取方法

- 年金の受取開始年齢は 満60歳です(加入者のご都合や加入年齢により満55歳から満65歳の間で変更することができます)。
- 年金の額は 契約年金+増額年金+増加年金(増加年金コースのみ)で、受取回数は年1回、2回、4回、6回の中から選択していただけます。契約年金額が12万円に満たないときは、「脱退一時金」として受け取りとなります。

- 年金の給付の型は 毎年の年金額が一定の「定額型」と、2年目以降毎年、年金額が初年度年金額の5%ずつ増加する「通増額」のいずれかを団体で決めます。加入者のご希望により年金受取開始時に給付の型を変更することもできます。
- 死亡弔慰金 年金受取開始後に加入者が死亡された場合には、その時点までにすえ置かれた割り戻し金は「死亡弔慰金」としてお支払いします。

## ●積立金(脱退一時金) 月払掛金10,000円の場合 単位(円)

積立年数	積立金(脱退一時金)	払込掛金累計	積立年数	積立金(脱退一時金)	払込掛金累計
1	117,000	120,000	26	3,535,000	3,120,000
2	236,000	240,000	27	3,693,000	3,240,000
3	356,000	360,000	28	3,853,000	3,360,000
4	477,000	480,000	29	4,014,000	3,480,000
5	600,000	600,000	30	4,178,000	3,600,000
6	725,000	720,000	31	4,343,000	3,720,000
7	850,000	840,000	32	4,511,000	3,840,000
8	978,000	960,000	33	4,680,000	3,960,000
9	1,106,000	1,080,000	34	4,851,000	4,080,000
10	1,236,000	1,200,000	35	5,025,000	4,200,000
11	1,368,000	1,320,000	36	5,200,000	4,320,000
12	1,501,000	1,440,000	37	5,377,000	4,440,000
13	1,636,000	1,560,000	38	5,556,000	4,560,000
14	1,772,000	1,680,000	39	5,738,000	4,680,000
15	1,910,000	1,800,000	40	5,921,000	4,800,000
16	2,049,000	1,920,000	41	6,107,000	4,920,000
17	2,190,000	2,040,000	42	6,294,000	5,040,000
18	2,333,000	2,160,000	43	6,484,000	5,160,000
19	2,477,000	2,280,000	44	6,676,000	5,280,000
20	2,623,000	2,400,000	45	6,870,000	5,400,000
21	2,771,000	2,520,000			
22	2,920,000	2,640,000			
23	3,071,000	2,760,000			
24	3,224,000	2,880,000			
25	3,378,000	3,000,000			

※この表は千円未満を切り捨てた額で表示しています。  
※死亡一時金は上記金額へ1回分の掛金をプラスした金額を支払います。  
(注)積立年数が短い場合には、脱退一時金は払込掛金の累計を下回ります。

## ●主な加入満年齢の年金受取額試算表

月払掛金額10,000円・年金開始年齢満60歳の場合 単位(円)

加入満年齢	払込掛金総額	契約年金年額(年金受取額)例					
		年金コース					
		確定年金(10年)		終身年金			
		定額型	通増型	定額型		通増型	
		男性・女性	男性・女性	男性	女性	男性	女性
20歳	4,800,000	619,000	508,000	280,000	237,000	176,000	139,000
25	4,200,000	525,000	431,000	238,000	201,000	149,000	(118,000)
30	3,600,000	437,000	359,000	197,000	167,000	124,000	(98,000)
35	3,000,000	353,000	290,000	160,000	135,000	(100,000)	(79,000)
40	2,400,000	274,000	225,000	124,000	(105,000)	(78,000)	(61,000)
45	1,800,000	199,000	164,000	(90,000)	(76,000)	(56,000)	(45,000)
50	1,200,000	129,000	(106,000)	(58,000)	(49,000)	(36,000)	(29,000)
55	600,000	(62,000)	(51,000)	(28,000)	(24,000)	(17,000)	(14,000)

※契約年金年額は、千円未満を切り捨てた額で表示しています。※年金コースで契約年金年額が12万円に満たない場合はカッコを付けて表示しています。  
※契約年金年額が他の新団体年金共済契約と合算して12万円に満たない場合は、年金として受け取ることができませんのでご注意ください。